

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 29 年 4 月 11 日任期満了の伊勢北部土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|------------|---|
| 1 選挙期日 | 平成 29 年 4 月 6 日 (木) |
| 2 投票時間 | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 第 1 選挙区 14 人 (植山町、西豊浜町、村松町)
第 2 選挙区 15 人 (有滝町)
第 3 選挙区 7 人 (東豊浜町) |

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示
は、伊勢市公告式条例（平成 17 年伊勢市条例第 3 号）によります。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の
提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

提出場所 伊勢市有滝町 2638 番地
伊勢北部土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、別紙のとおり定めます。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

【別 紙】

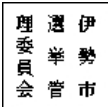
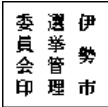
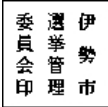
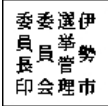
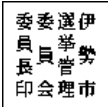
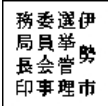
○伊勢市選挙管理委員会規程

平成17年11月 1 日

選挙管理委員会訓令第 1 号

第 1 条から第24条まで 略

第25条(公印) 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務

代理者を、下記のとおり選任します。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	伊勢市 西豊浜町 1585 番地	中西 輝美	伊勢市 植山町 74 番地 1	角谷 行洋
第 2	伊勢市 有滝町 2078 番地 1	有田 宏	伊勢市 有滝町 2083 番地 1	天白 和弘
第 3	伊勢市 東豊浜町 1517 番地	南端 泰	伊勢市 東豊浜町 177 番地 2	辻井 忠

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 29 年 4 月 6 日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

選挙区	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	伊勢市 植山町 66 番地 1	西村 實行	伊勢市 西豊浜町 1604 番地	廣垣 逸夫
第 2	伊勢市 有滝町 2027 番地	宮本 伸二	伊勢市 有滝町 2250 番地	川邊 秋彦
第 3	伊勢市 東豊浜町 3593 番地	北村 興正	伊勢市 東豊浜町 1441 番地	中村 市之丞

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

伊勢北部土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

平成二十九年
執行

伊勢北部土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしや しめい らんない ひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしや もの しめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

--

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第1号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第1選挙区における候補者と

して、下記のとおり届出がありました。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第1選挙区選挙長 中西輝美

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.31	本人	おおにし すすむ 大西 進	男	伊勢市植山町19番地	S26.4.3	66	無所属	農業
2	3.31	本人	おおにし ひろかつ 大西 洋勝	男	伊勢市植山町47番地	S18.9.8	73	無所属	農業
3	3.31	本人	かどや まきひろ 角谷 政博	男	伊勢市植山町54番地	S14.2.15	78	無所属	農業
4	3.31	本人	きたがわ いちろう 北河 一郎	男	伊勢市植山町317番地	S24.5.26	67	無所属	農業
5	3.31	本人	すぎうら ひでみ 杉浦 秀美	男	伊勢市植山町523番地	S26.7.5	65	無所属	農業
6	3.31	本人	すぎうら けんぞう 杉浦 健三	男	伊勢市植山町59番地	S29.1.29	63	無所属	農業
7	3.31	本人	たばた あきひこ 田畑 明彦	男	伊勢市植山町56番地	S36.5.23	55	無所属	自営業兼農業
8	3.31	本人	なかにし とみお 中西 富男	男	伊勢市植山町51番地	S31.2.18	61	無所属	農業
9	3.31	本人	ふじわら みのる 藤原 実	男	伊勢市西豊浜町1509番地	S45.9.9	46	無所属	会社員兼農業
10	3.31	本人	おおなか よしたか 大仲 悦孝	男	伊勢市西豊浜町1819番地	S27.9.19	64	自由民主党	会社員兼農業
11	3.31	本人	もりた なおき 森田 直樹	男	伊勢市西豊浜町1884番地	S40.11.21	51	無所属	会社員兼農業
12	3.31	本人	ささき あつみ 佐々木 淳美	男	伊勢市西豊浜町3091番地	S34.5.30	57	無所属	会社員兼農業
13	3.31	本人	のりひさ 野呂 典久	男	伊勢市西豊浜町3670番地1	S40.11.4	51	無所属	会社員兼農業
14	3.31	本人	のりひさ もとゆき 野呂 源幸	男	伊勢市西豊浜町3658番地3	S38.12.15	53	無所属	会社員兼農業

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第2号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 中西輝美

伊勢北部土改第1選区選挙長告示第3号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第1選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙

第1選挙区選挙長 中西輝美

記

- | | | | |
|---|-----|------------------------|-------|
| 1 | 日 時 | 平成29年4月6日（木） | 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館 | |

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第1号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第2選挙区における候補者と

して、下記のとおり届出がありました。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 有田 宏

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.31	本人	おかわら てるよし 岡村 晃良	男	伊勢市有滝町2777番地	S44.9.9	47	無所属	農 業
2	3.31	本人	たかはし たけかず 高橋 猛和	男	伊勢市有滝町531番地	S22.11.23	69	無所属	農 業
3	3.31	本人	たけもと かずひこ 竹本 和彦	男	伊勢市有滝町264番地1	S37.4.25	54	無所属	会社員兼農業
4	3.31	本人	つじ たけひさ 辻 武久	男	伊勢市有滝町2059番地	S18.8.13	73	無所属	農 業
5	3.31	本人	なかにし まさひら 中西 正平	男	伊勢市有滝町2066番地	S36.2.12	56	無所属	会社役員 兼 農業
6	3.31	本人	なかむら としふみ 中村 俊文	男	伊勢市有滝町2029番地	S43.8.30	48	無所属	会社員兼農業
7	3.31	本人	なかむら まさゆき 中村 雅行	男	伊勢市有滝町3330番地	S22.5.15	69	無所属	農 業
8	3.31	本人	なかむら ひろし 中村 宏	男	伊勢市有滝町1848番地1	S32.10.6	59	無所属	農 業
9	3.31	本人	はまぐち けいいち 濱口 恵一	男	伊勢市有滝町1882番地1	S26.5.4	65	無所属	団体職員 兼 農業
10	3.31	本人	はまぐち のぶゆき 濱口 信行	男	伊勢市有滝町1995番地	S28.4.4	64	無所属	農 業
11	3.31	本人	はまぐち としたか 濱口 敏孝	男	伊勢市有滝町2011番地1	S27.10.15	64	無所属	自由業兼農業
12	3.31	本人	はまざき いちえい 濱崎 一栄	男	伊勢市有滝町3391番地	S23.11.1	68	無所属	農 業
13	3.31	本人	ますだ たくみ 増田 卓美	男	伊勢市有滝町1984番地1	S27.9.5	64	無所属	会社員兼農業
14	3.31	本人	みやげ きよつぐ 三宅 清嗣	男	伊勢市有滝町2247番地6	S24.11.5	67	無所属	農 業
15	3.31	本人	みやもと ぎんひろ 宮本 銀博	男	伊勢市有滝町269番地	S25.12.10	66	無所属	農業兼漁業

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第2号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙

第2選挙区選挙長 有 田 宏

伊勢北部土改第2選区選挙長告示第3号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第2選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第2選挙区選挙長 有田 宏

記

- 1 日 時 平成29年4月6日(木) 午前10時
- 2 場 所 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第1号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第3選挙区における候補者と

して、下記のとおり届出がありました。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第3選挙区選挙長 南 端 泰

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	3.31	本人	なかむら たけし 中村 猛	男	伊勢市東豊浜町4447番地	S37.8.18	54	無所属	農 業
2	3.31	本人	なかむら のぶお 中村 信男	男	伊勢市東豊浜町1612番地	S17.8.9	74	無所属	農 業
3	3.31	本人	ふるの ゆきお 古野 幸雄	男	伊勢市東豊浜町158番地1	S16.9.18	75	無所属	農 業
4	3.31	本人	みなみばた ぜんべい 南端 善平	男	伊勢市東豊浜町1494番地	S16.7.5	75	無所属	農 業
5	3.31	本人	やまだ のぶひと 山田 信人	男	伊勢市東豊浜町1534番地	S33.3.16	59	無所属	農 業
6	3.31	本人	かどや ひろみつ 角屋 弘光	男	伊勢市東豊浜町3615番地	S28.5.3	63	無所属	会社員兼農業
7	3.31	本人	かわべ のりお 河邊 憲生	男	伊勢市東豊浜町1098番地	S28.3.18	64	無所属	NPO法人 職員兼農業

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第2号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第3選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙

第3選挙区選挙長 南 端 泰

伊勢北部土改第3選区選挙長告示第3号

平成29年4月6日執行の伊勢北部土地改良区総代選挙の第3選挙区における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成29年3月31日

伊勢北部土地改良区総代選挙
第3選挙区選挙長 南 端 泰

記

- 1 日 時 平成29年4月6日（木） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市有滝町2638番地
有滝町民会館

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成29年3月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
361	坂本工業	志摩市磯部町築地 582番地	平成29年2月22日

伊勢市公告第 25 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	宇治館町	紀州	白	雄	中	91 日 以上	緑色の首輪に黒 の発信機付き

2 抑留した日 平成 29 年 3 月 15 日

3 抑留期限 平成 29 年 3 月 23 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 26 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度介護保険料納入通知書兼仮徴収額決定通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 27 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度国民健康保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書兼仮徴収額決定通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 28 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市空家等対策計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 29 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市空家等対策計画（案）
- 2 案の公告日
平成 29 年 2 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部建築住宅課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 29 号

伊勢市空家等対策計画を策定しましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を都市整備部建築住宅課に供え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市消防本部公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定に基づき、消防用設備等（自動火災報知設備、誘導灯）の設置を命じたため、同条第3項により、次のとおり公告する。

平成29年3月27日

伊勢市消防長 坂口典生

- 1 防火対象物の所在地
伊勢市小俣町湯田 781 番地 1
- 2 防火対象物の名称
個室ビデオショップ クスクス
- 3 命令を受けた者の氏名
小林 信男

伊勢市監査委員公表第1号

平成28年度定期監査結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年3月17日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 野崎 隆太

定期監査結果（前期）に対する措置状況

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
職員課	（１）消防団員の兼職許可手続きにおいて、一部に不備が見受けられた。適正な事務処理をされたい。	「実施中」 職員が消防団員として兼職を行うには、許可手続が必要である旨の周知・徹底を再度図ることとします。また、提出された申請書についても適切に処理し、迅速な許可手続に努めます。
課税課	（１）時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。	「実施中」 業務内容と正規職員数のバランス、業務スケジュール及び電算システムにおける対応等の見直しを行い、全体の時間外勤務時間数の削減及び一部の職員の過重勤務の平準化に努めます。

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
秘書課	（１）タクシー使用券において、金額が訂正されたもの、番号付番順に使用されていないものが見受けられた。注意をもって使用をされたい。	「措置済み」 今後、タクシー券の使用については、適正な使用を行います。
企画調整課	（１）職員出張旅費が5ヵ月後に支出されているものがある。適正な会計処理をされたい。	「措置済み」 適正な日に支出します。また、遺漏防止のため、毎月末に出張旅費の有無について職員全員で確認しています。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
市民交流課	（１）領収書綴において、通し番号の付番誤りのため切り取られているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 切り取って保管していた領収書は、「書損」と明記し領収書綴へ綴じ直しました。 今後は不正防止の観点からも適正な事務処理を行います。

	<p>(2) 事務補助団体の経理において、旅費のまとめ払い、日当の戻入で伝票と通帳入金額が違うもの、立替払い、経理簿が作成されていないもの、出展料金が未収のものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」及び「実施中」</p> <p>旅費の支払いに関しては、出張当事者との連絡を密にし、その都度支払ができるよう努めていきます。日当については、記載誤りのため伝票を修正し、適正な処理を行いました。立替払いについては、資金前渡による対応としていますが、やむを得ず立替払いを行う際は、その事実が確認できるよう適切な事務処理に努めます。経理簿は指摘後すぐに作成し、適正な処理を行いました。また、出店料金未収の件については、引き続き該当団体に対して督促を行っていきます。</p> <p>今後は、経理事務全般について、書類不備のないよう適正な経理事務に努めます。</p>
人権政策課	<p>(1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘を受けた文書について、遡及して收受処理を行いました。</p> <p>今後は、文書管理規程に基づき適正な事務処理を行います。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
地域包括ケア推進課	<p>(1) 文書において、決裁が供覧で処理されているもの、收受処理がされていないもの、通知日あるいは提出日が決裁前の日付になっているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 領収書綴において、書き損じ部分を切り取り破損処理しているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 時間外勤務が月 100 時間を超</p>	<p>「実施中」</p> <p>文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うよう徹底いたしました。今後も適正な事務処理に努めます。</p> <p>「検討中」</p> <p>領収書の適正な取扱いができるよう、来年度事業の事務手順等の検討を行っています。（通常業務における現金取扱いが無いため。）</p> <p>「実施中」</p>

	<p>えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>新規事業の参加者説明会等の事務のため、一部の職員に事務が集中しました。</p> <p>現在出来る限り課内で平準化を行っており、時間外勤務は減少しておりますが、来年度事業の実施方法等の見直しをあわせて行っているところです。</p>
生活支援課	<p>(1) 通知文書の起案において、起案書と通知文の発送日が異なるもの、発送日が起案日前の日付になっているものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>起案書作成時には通知文の発送日等を確実に登録すること、また起案書には発送した日付を記入することを徹底しました。</p>
高齢・障がい福祉課	<p>(1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>指摘をいただいた文書について、文書管理規程に基づき、適正に事務処理を施しました。</p> <p>今後も、適正な事務処理に努めます。</p> <p>「実施中」</p> <p>嘱託職員の増員や業務の見直しを行うとともに特定の職員に負担がかかることのないよう、各係内で業務を分担するなどの対応に努めます。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
農林水産課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、収入伝票及び経理簿が作成されていないものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体の経理について、事務処理内容を見直すとともに、指摘のあった事項は速やかに対応を行いました。</p>

	<p>(2)地産地消の店認定委員会の業務対象は、地方自治法で定める附属機関に該当すると思われる。条例化を検討されたい。</p>	<p>「検討中」</p> <p>附属機関等の見直しにおいて、地産地消の店認定委員会は附属機関として位置付け、平成 29 年 4 月 1 日に条例化を行う予定です。</p>
観光振興課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、領収書の日付の記載漏れ、立替払い、旅費の支出起案がないもや受領書がないもの及び支出先の記載がないものなど不備な取り扱いが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>公務として事務局を担っていることから伊勢市会計規則に準じて、適切な処理を行うよう改善済みです。</p> <p>「実施中」</p> <p>業務の見直しとともに、事務分担を標準化させるよう取り組んでいます。</p>
観光誘客課	<p>(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務の見直しとともに、事務分担を標準化させるよう取り組んでいます。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
総務課	<p>(1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが見受けられた。文書管理規程</p>	<p>「措置済み」</p> <p>文書管理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善済みです。</p>

経営企画課	に基づき、適正な事務処理をされたい。 (2) 資金前渡の精算において、領収日の記載が漏れているもの、原本確認に日付や確認印のないものが見受けられた。適正な会計処理をされたい。	「措置済み」 指摘事項については、適正に処理しました。今後は伊勢市病院事業会計規程に基づき適正な事務処理に努めます。
医療事務課	(3) 業務委託において、特命とする理由が不明確なものが見受けられた。適正化を図られたい。	「実施中」 業務委託契約において、契約内容を精査し、随意契約を見直します。
経営企画課	(4) 災害用の非常備蓄品は一定期間保存をするのならば、流動資産として記帳すべきである。適正な会計処理をされたい。	「実施中」 災害用の非常備蓄品については、備蓄品目の数量及び価額の確認を行い、流動資産として記帳するよう改めます。

【監査委員事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
監査委員事務局	(1) 復命書において、期限内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 指摘後、速やかに処理をしました。 今後は職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めます。

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
選挙管理委員会事務局	(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。	「実施中」 業務の見直しを図り全体の時間外勤務数の削減に努めるとともに、多くの業務が発生する選挙執行時には期間限定職員を増員し時間外勤務の削減に努めます。 また、時間外勤務が特定の職員に偏ることがないように事務分担の平準化に努めます。

伊勢市監査委員公表第 2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成29年3月29日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	野	崎	隆太

平成 28 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

定 期 監 査	1 頁
1 実 施 期 間	1 頁
2 実施期日及び対象箇所	1 頁
3 監 査 の 対 象 事 務	2 頁
4 監 査 の 方 法	2 頁
5 監 査 の 主 眼	2 頁
6 監 査 の 結 果	2 頁
都 市 整 備 部	3 頁
二 見 総 合 支 所	4 頁
小 俣 総 合 支 所	4 頁
上 下 水 道 部	4 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	5 頁
消 防 本 部 (署)	6 頁
7 む す び	6 頁
工 事 監 査	8 頁

平成 28 年度定期監査等結果報告書（後期）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 29 年 3 月 29 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
 伊勢市監査委員 中 井 豊
 伊勢市監査委員 野 崎 隆 太

1 実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、平成 29 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

2 実施期日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所
平成 29 年 1 月 17 日	小俣総合支所生活福祉課 教育総務課 明倫小学校 厚生中学校
平成 29 年 1 月 19 日	スポーツ課 文化振興課 教育研究所
平成 29 年 1 月 23 日	中島小学校 宮山小学校 学校教育課 社会教育課
平成 29 年 1 月 24 日	明野幼稚園 豊浜西小学校 豊浜中学校 豊浜東小学校
平成 29 年 1 月 25 日	建築住宅課
平成 29 年 1 月 27 日	都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課
平成 29 年 1 月 30 日	用地課 監理課 都市整備部現地視察 (基盤整備課 五十鈴川駅駅前広場整備工事) (維持課 庄 37 号線ほか道路改良工事)
平成 29 年 1 月 31 日	水道事業 下水道事業
平成 29 年 2 月 1 日	二見総合支所生活福祉課 二見中学校 今一色小学校
平成 29 年 2 月 6 日	消防本部
平成 29 年 2 月 7 日	農道佐八中之垣外線ほか配水本管布設替工事

3 監査の対象事務

平成28年度（4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、地方自治法第199条第1項の規定に基づき、また、行政の事務の執行について、同法同条第2項の規定に基づき、実施した。

4 監査の方法

本年度実施した監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の照査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、適法な会計処理がなされているか、公有財産、物品等の取得、管理の事務が適正に行われているか、出納及び現金の保管は適正になされているか、負担金、補助金等が効率的に使われているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

監査の対象期間は本年度上半期であったが、監査時期との兼ね合いもあり一部は下半期分にも及んだ。対象所属の予算及び事業の執行はほぼ順調に行われており、簡易な事務ミスはあるものの、おおむね適正に行われていたことを認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。なお、監査時に気付いた簡易な事項については、その都度口頭で指摘した。また、改善を必要とする項目については、是正を指示した。

（全般的共通事項）

(1) 時間外勤務については、定期監査の都度指摘しているところである。時間外勤務が極端に多い職員数は少なくなってきたこと、職員の意識改善が進んでいることがうかがわれる。

一方で、市全体としての残業時間数は依然として減っていない。本年度は当初にサミット関連業務があったことなど特殊な事情は汲むものの、職員の健康上の理由からも削減の取り組みを進められたい。

なお、長時間労働が社会問題化しており、行政としてもそれに応えるべく改善の努力を望むものである。

(2) 市の業務運営のため、多くの委員会や審議会が設置されている。その一部に規則や要綱で設置を定めているものがある。その設置目的を見ると、法が条例で定めるべきとする附属機関に該当すると思われるものが複数ある。

現在、主管課の主導により見直しの作業が進められていると聞き及んでいる。今後、その設置にあたっては、法の趣旨に照らして、附属機関に該当しないか十分検討の上、対応されたい。

なお、今般の監査にあたっては、是正が進められていることから、個別課での指摘は行わないものとした。

(3) 市施設の指定管理委託にあたっては、障害者差別解消法及び障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき、合理的配慮の取扱いを協定書、仕様書に盛り込むなどの措置を講じられたい。

このことについては、主管課から通知文書が出されており、関係課におかれては適切に対応願いたい。

(4) 事務補助団体の経理事務について、処理方法に一部不備な取り扱いが見られた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

また、補助金等については、申請内容が適正であるかの審査と、交付目的に沿って使用されたかの履行確認を厳正に行われたい。

(5) 会計事務について、依然として次のような不適切な処理が見られた。領収書の不備や未徴取、資金前渡の精算処理遅延、長期間の現金保管、郵便切手受払簿の不備、経理簿の未作成や不備、契約書の押印漏れ、立替払いである。

見直しを確実に行うとともに、会計規則を十分理解し適正な処理をされたい。

また、領収書綴りの取扱いについて、不正や事務処理誤り防止ため、通し番号を付け、書き損じた場合は綴りに残して保管するようにされたい。

(6) 文書事務について、決裁日等漏れ、決裁区分の誤りなどが散見された。さらに、文書管理システムで起案すべき文書であるにもかかわらず簡易決裁で処理されているものが見られた。

文書は行政機関の適正な運営にとって重要なものであるので、文書管理規程に則って適正な処理をされたい。

(各課・所に関する事項)

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理状況及び工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項は次に述べるとおりである。

また、意見は特に認められなかった。

【交通政策課】

指摘事項

(1) 事務補助団体において、立替払いが見られた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

【維持課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、削減の努力をされたい。

また、管理職員においては、業務の更なる見直しを図り、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

【用地課】

指摘事項

- (1) 市有地払い下げ事務のなかで、土地交換契約書に相手方の押印漏れがあった。契約書は重要な文書であることから取扱いに注意されたい。

【建築住宅課】

指摘事項

- (1) 市営住宅の管理人業務委託について、月毎の報告事項の記載内容が誤っているものが見られた。仕様書に基づき、確実に確認をするとともに併せて再発防止の指導をされたい。
- (2) 復命書について、決裁区分の誤りが見られた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

二 見 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

小 俣 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理状況及び工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【水道事業】

指摘事項

- (1) 災害用の非常備蓄品は一定期間保存しており、資産として計上するべきである。適正な会計処理をされたい。
- (2) 復命書について、復命日の記載漏れが見られた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【下水道事業】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、削減の努力をされたい。
また、管理職員においては、職員のスキルアップを図り効率的に業務を処理できるよう指導をされたい。

意見

- (1) 下水道供用開始後にもかかわらず未接続の家屋が見られる。法では供用開始後早期に接続することを義務付けており、接続率の向上に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課 文化振興課 教育研究所
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行、所管施設の管理状況及び工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 簡易専用水道の管理は法定であり、学校に対して点検実施の通知を出して促しているが、複数校が未実施である。再度指導をされたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 文書管理システムで起案すべき文書であるにもかかわらず、簡易決裁で処理されているものが見られた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体において、旅費の支払いで領収日の記入漏れが見られた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。

【スポーツ課】

意見

- (1) 中学校体育連盟の体育大会への選手派遣旅費負担金について、市の旅費規程に準じて支出しているが、実費弁償額とするなど支出の基準見直しの検討をされたい。
- (2) 合併協議調整項目である体育施設使用料の統一について、調整が進んでいないようであるが、受益者負担の公平性の観点からも早期に結論を出すよう検討されたい。
- (3) 学校施設の開放利用について、いずれの学校でも多くの団体に利用されているが、既存の団体の利用が大半を占めており、新規団体は予約を取りにくい実情が見られる。より多くの人々が利用できるよう予約方法を工夫されたい。

【文化振興課】

意見

- (1) 文化振興事業について、市民芸能祭をより一層盛り上げ、文化芸術を次世代に繋いでいくことが大切である。文化への関心を持つ手立てを検討し、担い手の育成に取り組まれない。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 資金前渡の精算について、処理が遅延しているものが見られた。会計規則に基づき、適正な処理をされたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) P T Aや地域団体から寄附を受けるにあたり、P T A会費等が本来公費でまかなわれるべき学校備品購入や学校事業に充てられている。公費負担部分と私費負担部分は明確にすべきである。
また、寄附採納手続きの欠如及び台帳整備の不備や、学校長名で独自に現金を受領している事例が見られたので改善をされたい。
- (2) 日本スポーツ振興センターの給付金について、学校が長期間に亘って現金保管している事例が見られた。事情があるとは思われるものの、早期に受給者に給付する努力をされたい。
- (3) 就学援助費について、本来保護者に渡すべきものが保護者の申し出により、会計年度を越えて学校が保管していた事例が見られた。会計年度内の処理をされたい。
- (4) 会計事務について、郵便切手受払簿で現物との枚数の不一致、経理簿の記載誤りや未作成、委託事業で通帳から引き出した現金の学校での長期間保管、支払い事務での立替払いと領収書の未徴取が見られた。また、文書管理について、起案書の決裁日等の記入漏れが見られた。教育委員会で作成したマニュアルに基づいて適正に事務処理をされたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

7 むすび

国の施策や制度見直し及び市民ニーズへの対応のため、各課で幅広い業務を所管し多くの事業や煩雑な事務を処理している。

限られた勤務時間と人員のなかでこれらの業務を遂行していくために、業務内容や働き方の見直しが不断に求められている。

また、法令等に沿った事務処理や業務上のミス防止は監査のたびに指摘しているところ

であるが、今回もこれまでと同様多くの不備が見られた。確実なチェックによる防止と職員研修などにより一層の研鑽をされ、市民ニーズに応えられたい。

工事監査

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 29 年 2 月 7 日	農道佐八中之垣外線ほか配水本管布設替工事	上水道課

2 監査の方法

平成 28 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なことから、外部団体に技術士の派遣を求めた。今回は協同組合 総合技術士連合の技術士に書類審査及び現地調査を依頼し監査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見は次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 4 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象工事担当外の技術系職員におかれても、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

意見

(1) 安全管理のため次の点に留意されたい。

ア 管布設時の掘削開口部には手摺りを設置するように心がけること。

イ クレーン機能付きバックホーによる玉掛け作業時は、バックホーとの接近による接触のないように細心の注意を払うように心がけること。

4 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 工事概要

ア 工事場所

伊勢市佐八町地内ほか

イ 工事内容

布設工

GX 形ダクタイル鋳鉄管(φ300) L=258.2 m

NS 形ダクタイル鋳鉄管(φ75) L=8.0 m

GX 形ソフトシール仕切弁(φ300) N=1 基

GX 形ソフトシール仕切弁(φ200) N=2 基

GX 形ソフトシール仕切弁(φ100) N=1 基

ソフトシール仕切弁(φ100) N=1 基

単口消火栓(移設) N=1 基

給水切替工 N=11 箇所

ウ 工事請負業者
株式会社森組

エ 事業費
請負金額 33,264,000 円 (税込) 落札率 91.75%

オ 工事期間
平成 28 年 12 月 9 日 ~ 平成 29 年 3 月 15 日

カ 工事進捗状況
平成 29 年 1 月 31 日現在 47.5%

(2) 総括所見

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に関する回答(口頭及び資料による)は十分なものであった。技術調査の結果、工事全般については是正すべき事項や瑕疵は見当たらなかったのが良いと認めた。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、要望、検討を要する点についてはそれぞれの項に記すものとする。

(3) 書類監査

工事関係書類の提示を求め、計画・設計・積算・契約・施工・管理・試験・検査等の事項について関係者に質疑し、回答を求めた。市の工事関係書類はそれぞれ必要にして十分に整理できている。

結果は、記載内容、資料整備、各項目での整合性も確保されており、適切かつ妥当であり、特に問題はなかった。

主な関係調査書類は次のとおりである。

・工事請負契約書	・施工計画書
・保証契約書、前払い金保証書	・主要使用材料承諾書、品質規格証明書
・工事施工伺	・各種管理成果に関する試験・検査報告書
・全体工程表	・工事記録写真
・工事着工届	・施工体系図
・工事監督員選任通知	・建設廃材の処分に関する計画書
・主任(監理)技術者及び現場代理人届	・安全衛生記録
・特記仕様書、設計内訳書	
・実施設計図面	

(4) 事業目的

当該水道管は、宮川配水池(伊勢市二俣町)から南部加圧ポンプ場(伊勢市津村町)へ送水する重要な基幹管路であり、口径を増口径し、安定な給水ができるように管路を更新するものである。

(5) 計画・設計

本工事は、より安定な給水のための増口径を行う配水管の布設替えである。

今回、採用しているGX形ダクタイル鋳鉄管は、継手部の大きな伸縮量と離脱防止機能を有しており、地震時や軟弱地盤における大きな地盤変状に順応できるものである。また、水道管の耐震性を向上させることも本工事の目的であり、その選定は目的にかなうものと言える。

GX形はこれまで水道管路の耐震化として使われてきたNS形の継手性能を向上させた

ものである。現在、GX形はφ75～400mmまでしか製造されていない。

GX形の特長としては、次のとおりである。

- ア 管接合時の挿入力低減により施工性がNS形より向上
- イ 施工性の向上により、管理設工事の掘削幅が削減
- ウ 外面耐食塗装による長寿命化（約100年）
一般的な埋設環境では100年以上の耐久性があるとされている。

また、管継手性能としては、次のとおりである。

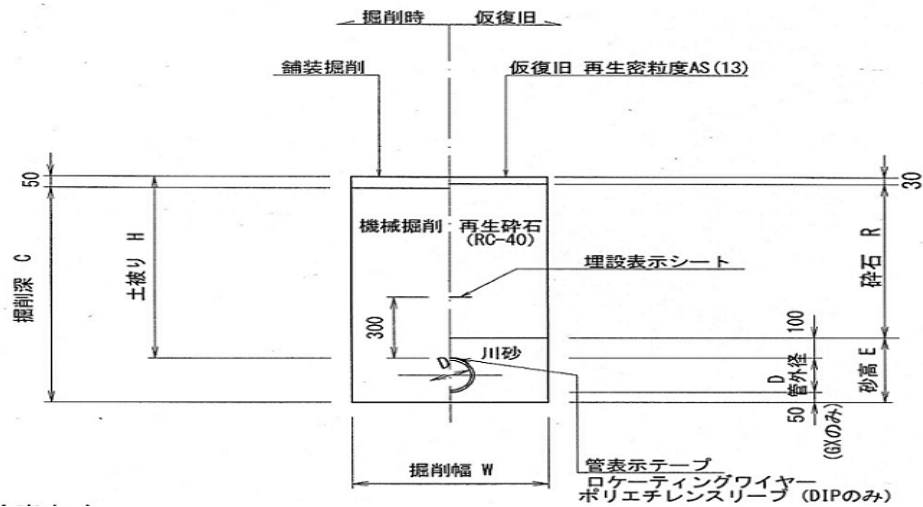
- ア 離脱防止力:100mの管路に発生する管の周面摩擦力に相当する3DkNの引張力で離脱しない。(D:呼び径)
- イ 許容曲げ角度:4°
- ウ 地震時に曲がり得る最大屈曲角度:8°

GX形継手のダクタイル鋳鉄管は、これまで経験した大規模地震(最近では熊本地震)でも被害の報告はなく、レベル2地震動(施設の供用期間内に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動)において耐震性能が評価されている。

配水管の土盛りについては、日本ダクタイル鉄管協会技術資料「ダクタイル管の浅層埋設について」によれば、「車道部においては舗装の厚さに0.3mを加えた値以上、かつ、上水道では0.6m以下としない」としている。本工事においては全区間において舗装天端より0.9m以上で計画されており、この値はクリアしており妥当な計画と言える。

管の埋戻しについては、クッション材として管の下50mmから管天端の上100mmまでを良質の川砂とし、その上に再生砕石(RC-40)を埋戻しとしている。

管理設の標準掘削復旧断面図は下図のとおりである。



なお、埋設管には全線において防食用のポリエチレンスリーブで被覆している。主な設計根拠資料は以下の通りである。

図書名称	著者	発行年月日
GXダクタイル鉄管管路の設計	日本ダクタイル鉄管協会	平成28年5月
便覧(水道用GX形ダクタイル鋳鉄管)	日本ダクタイル鉄管協会	平成25年3月26日
便覧(水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管)	日本ダクタイル鉄管協会	平成25年3月26日

(6) 積算

積算は、下表の積算基準に従っている積算ソフトを使い、市の設計担当者から精査→係

長→課長のチェックを受けており、特に問題になる点はなかった。

工事費の大きな部分を占める配水管類及び労務費は、三重県の標準単価を使っており、その他標準単価等にはないものは見積を取っている。

共通仮設費、現場管理費、一般管理費の経費率の算定は全国簡易水道協議会「平成 28 年・水道事業実務必携」の計算方式に準じている。

主な積算根拠資料は以下の通りである。

図書名称	著者	発行年月日
水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	平成28年7月21日
積算基準(共通編)	三重県県土整備部	平成28年4月1日
積算基準(道路編)	三重県県土整備部	平成28年4月1日
設計単価表	三重県	平成28年11月1日

なお、コスト縮減対策として、平成 27 年度に伊勢市立宮川中学校敷地内に布設した仮設管 GXφ300 を撤去解体し、本工事に流用している。

(7) 契約

本工事は、契約規定に基づき 9 社による一般競争入札(市内業者)を行っている。

契約手続き書類としては、入札結果、工事請負契約書、現場代理人・主任技術者届等が整備されて、適正な契約手続きがなされていた。

(8) 使用材料

設計図書に基づいて使用材料承認願が提出され、市担当者が内容確認していた。材料入荷時の立会も工事写真での確認ではあるが、確実に行われていると思われる。

各材料の形状寸法、品質、強度は設計に適合するものと思われる。

工事に使用するダクタイル鋳鉄管の保管は適切に行われていた。

(9) 施工管理

施工計画書は、各工事の施工計画がよく検討・整理できており、充実した内容となっていた。各工種ごとに整理されていた。工程表、設備計画、残土処理計画等の内容は適切なものであった。

管布設の手順は、舗装切断→掘削→土留→管接続・布設(ポリスリーブ装着)→管天端 100 mm まで良質の砂による埋戻し→再生砕石による埋戻し→土留撤去→路盤工→仮舗装となっている。掘削の最大深さは、2,670mm である。

管布設の 1 日の施工量は、直線で最大 L=24m(6m×4 本)であり、管接続の確認はチェックシートに従って行っている。なお、GX 形接続作業者については、日本水道協会の技術講習を受講しており、管接続などに必要な知識を習得している。

安全管理については、安全衛生目標、安全衛生対策等が計画されており積極的な取り組みがなされていると思われる。

当該工事に必要な資格の確認として、地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、車両系建設機械運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習者、玉掛け技能講習者の氏名が掲示されていた。

現場周辺などには不要な資材は置かれておらず、整理整頓がされていた。整理・整頓・清潔は現場管理、安全管理の基本である。

現場前の見やすい場所に「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」、「建退共加入表示」、「施工体系図」が正しく掲示されていた。

現在、工事はほぼ工期内には完了する予定ではあるが、今後も十分な打合せと工法等の検討を行い、工程管理、品質管理の一層の充実を図り、安全優先の姿勢で、無事故・無災害で竣工することが望まれる。

なお、次に今後の安全管理に対する注意・要望事項を記する。

- 現場の施工体系図の元方安全衛生管理者は現場常駐者から選任する必要がある。安全管理の基本的なことなので、労働安全衛生法等に準拠した確実な組織体制をつくることが望まれる。
- 管布設時の掘削開口部には手摺りを設置するように心がける。
- クレーン機能付きバックホーによる玉掛け作業時は、バックホーとの接近による接触のないように細心の注意をするように心がける。



布設済配管 GX φ 300
・ポリエチレンスリーブ
で被覆



仮設配管の転用
GX φ 300



曲管 GX φ 300



直管継手部 GX φ 300



直管の吊り込み



直管の接続作業

伊勢市監査委員公表第 3号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 29 年 3 月 29 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	野	崎	隆太

平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

財 政 援 助 団 体 等 監 査	1 頁
1 実 施 期 日 及 び 対 象 団 体 等	1 頁
2 監 査 の 種 類	1 頁
3 監 査 の 方 法	1 頁
4 監 査 の 主 眼	1 頁
5 監 査 の 結 果	1 頁
財 政 援 助 団 体 監 査	1 頁
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会		
公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査	2 頁
社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 (ハートプラザみその)		
株 式 会 社 図 書 館 流 通 セ ン タ ー (伊勢市立図書館)		

平成 28 年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 29 年 3 月 29 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 野 崎 隆 太

1 実施期日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体（負担金等）	所管課
平成 29 年 2 月 13 日	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 (社会福祉協議会運営事業負担金 外 6 件)	福祉総務課 ほか

(2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
平成 29 年 2 月 9 日	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 (ハートプラザみその)	福祉総務課
平成 29 年 2 月 10 日	株式会社 図書館流通センター (伊勢市立図書館)	社会教育課

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

3 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 27 年度の事務事業について所管課から資料提出を求め各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、関係諸帳簿等の監査を実施した。

4 監査の主眼

財政援助団体等については、負担金、補助金等が交付目的に沿った事業運営に使われているかなどの観点から実施した。

また、所管課については、負担金、指定管理料の算定、交付手続きや指定管理契約に基づく履行確認などが適正に行われているか、団体への指導監督は適切に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
社会福祉協議会運営事業	負担金	85,000,000	地域福祉を推進する事業活動に対する支援
福祉ボランティア育成事業	負担金	14,392,733	市民ボランティアセンターの活動支援
権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	負担金	511,000	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の福祉サービスの利用手続きや金銭管理の援助
社会福祉大会	負担金	171,111	社会福祉大会の共催実施経費
電気自動車電気料金	負担金	6,094	公用電気自動車の充電電気代
指定計画相談支援事業等促進	補助金	2,000,000	障がい福祉サービス等利用者への計画相談支援事業所等の立ち上げ支援
災害ボランティア支援事業	負担金	600,000	災害ボランティアセンターの活動支援
合計		102,680,938	

イ 所見

平成 27 年度に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 運営事業負担金について、支出の根拠とする要綱等内部規範を整備し、交付目的や公益上の必要性を明確にされたい。

(2) 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：ハートプラザみその

指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

指定管理料：172,265,971 円（指定期間における指定管理料の総額）

〃：35,602,971 円（平成 27 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	14,342,789	指定管理料	35,602,971
事業費	11,042,509	参加費	22,300
事務費	11,677,592	受取利息配当金収入	12,568
繰入金支出	799,000	雑収入	810
		繰入金収入	2,702,000
支出計	37,861,890	収入計	38,340,649
収支差額			478,759

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を委託している平成 27 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け実施したところ、事業の執行についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 基本協定書に定められている年度事業報告書の記載項目のうち管理業務に関する自己評価の記載がなされていない。協定書に基づき提出書類の内容確認を厳正に行うとともに、指定管理者への指導をされたい。

意見

(ア) 多目的ホール等について、料金を定めて施設利用を行っているにもかかわらず、業務内容として条例に規定されていない。整合性を図られたい。

【社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会】

指摘事項

(ア) 基本協定書に定められている年度事業報告書の記載項目のうち管理業務に関する自己評価の記載がなされていない。協定書に基づいた的確な書類の作成をされたい。

(イ) 防災訓練等、仕様書に定められた業務の実施状況を年度業務報告書に記載するようにされたい。

(3) 株式会社 図書館流通センター

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：伊勢市立図書館

指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

指定管理料：622,290,000 円以内（指定期間における指定管理料の総額）

〃：124,457,143 円（平成 27 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
支出		収入	
人件費	78,827,332	指定管理料	124,457,143
物件費	40,681,215	生涯学習施設利用料	1,241,830
消費税及び地方消費税	6,187,176	その他	4,310
支出計	125,695,723	収入計	125,703,283
収支差額			7,560

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を委託している平成 27 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け実施したところ、事業の執行についてはおおむね適正であると認められた。

なお、意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

（ア）二館を維持するなかで、図書の購入予算は限られたものがある。図書の選定にあたっては、市民の要望に応えつつ、効率的、有効的な選書を考慮されたい。

【株式会社 図書館流通センター】

意見

（ア）市民が生涯学習に利用できる付属施設が併設されているが、利用率が低調である。設置目的の効果を発揮するため、利用の促進を図られたい。